

平成21年9月4日
社会保険庁（電話代表） 03(5253)1111
総務部職員課
（担当・内線） 小野塚(3522)
（ F A X ） 03(3503)6889
運営部年金保険課適用・徴収対策室
（担当・内線） 渡 辺(3607)
（ F A X ） 03(3502)2368

報道関係者 各位

社会保険庁職員の間与状況等についての報告

標記について、別添のとおり報告がありましたので公表します。

平成 21 年 9 月 4 日

社会保険庁長官
渡邊 芳樹 殿

(調査員) 磯村元史
岩瀬達哉
岡田俊也
喜田村洋一
渡辺 務

厚生年金記録の遡及訂正事案に係る

社会保険庁職員の関与状況等についての報告

～職員の関与を窺わせる「遡及訂正 1,335 件」の個別調査を中心に～

私ども 5 名の調査スタッフは、今年 4 月 20 日に、厚生年金記録の不適正遡及訂正事案につき、関与した社会保険庁職員等の特定に係る調査を行なうよう、貴職から委嘱を受けました。

調査対象は、「2 万件戸別訪問調査」から得られた、「職員の関与を窺わせる遡及訂正事案 1,335 件」でありまして、調査方法の濃淡はありますが、その調査を終えましたので、以下にその概要をご報告いたします。

(1) 調査スタッフによる面談調査が必要とされた背景

1. 「約 2 万件」と「職員等の関与を窺わせる約 1,335 件」の背景

厚生労働大臣の下に設置された「年金記録問題作業委員会」において、平成 20 年 9 月 18 日、コンピュータ上の記録で下記の「3 条件(*)」のすべてに該当し不適正な遡及訂正の可能性の高い「約 6.9 万件」のうち、対応を急ぐ必要のある受給者分「約 2 万件」について早急に実態把握と被害者救済を図ることとされた。

(*) 条件①＝標準報酬月額引下処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている、約 156 千件。

条件②＝5 等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている、約 750 千件。

条件③＝6 ヶ月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている、約 533 千件。

これらは単純合計で約 1,440 千件となる。

社会保険庁では、平成 20 年 10 月 16 日から約 2 万件に対する戸別訪問調査を開始し、本年 3 月末日までに対象記録 22,255 件のうち、一部の訪問不能分等を除く 19,188 件についての戸別訪問調査を実施した。

上記訪問調査にあたり、「年金記録問題作業委員会」から社会保険庁へは、以下の要領で調査するよう要請がなされている。年金記録が遡及訂正された対象者（事業主と役員、もしくは従業員）に対しては、①自身の年金記録のうち、標準報酬の遡及訂正がなされていた事実を知っていたか、②知っていたとして、どのような事情から遡及訂正が行われたか、③その際、社会保険庁職員（以下、退職職員を含み「職員等」という）の示唆・誘導・指示などが行われたか、④その遡及訂正について、記録訂正の申立てを行う意思があるか、などを所管の社会保険事務所長など幹部職員がヒアリングを実施し、ヒアリング結果は「質問応答書」に集約する。

この戸別訪問調査により、「不適正な遡及訂正に関し社会保険事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答のあった事案」があることが判明したため、順次、関与懸念職員等への調査を実施することとされた。

調査にあたっては、社会保険庁及び社会保険事務所の監察官等が、遡及訂正に関する事業主等（法人事業所の役員を含む。以下同じ）への示唆・誘導・指示などを行ったかどうかを、①直接の担当職員・上司等については面談等により質し「面談調査票」等に集約することとし、②関連する上司・同僚については書面等により質したのち「書面調査票」等に集約することとした。

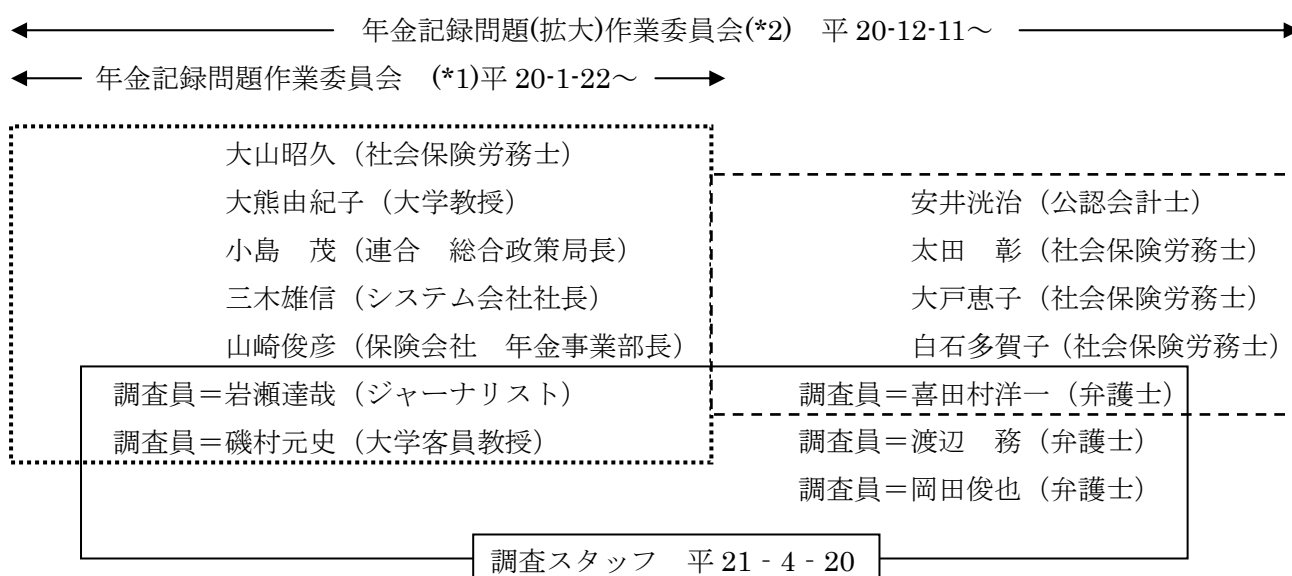
2. 調査スタッフの選定

上記の調査にあたり、その客観性と信頼性を確保するため、「年金記録問題（拡大）作業委員会」の

メンバーが、可能な限り社会保険庁監察官によるヒアリングに立ち会うこととした。同委員が立ち会ったヒアリングは総計6件であった。ちなみに、「年金記録問題（拡大）作業委員会」は、「年金記録問題作業委員会」に、あらたに弁護士、公認会計士、社会保険労務士の参加を得たものである。

しかし、この面談調査に立ち会った委員からは、「形だけの調査である」との意見や、「“身内調査”では限界がある」との評価が下されたため、厚生労働大臣の意向も踏まえ、社会保険庁長官が新たに民間の第三者に委嘱した調査スタッフ5名による個別面談調査を行うこととされた。その調査スタッフの氏名等と、年金記録問題作業委員会等との関係は、＜図表－1＞のとおりである。

＜図表－1＞ 調査スタッフと、年金記録問題作業委員会等との関係



(*1)年金記録問題作業委員会の位置づけ

＝年金記録問題全般に関し、厚生労働大臣及び社会保険庁長官に助言を行う。

(*2)年金記録問題(拡大)作業委員会の位置づけ

＝上記のうちの「年金記録に係る標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案」につき、受給者・加入者の立場からの被害者救済を最優先課題とし、併せて、不適正な記録訂正への職員関与の事実解明に関しても、社会保険庁の行う作業に対する国民目線からの提言・進捗管理・評価を行う。

(2) 調査の対象と、調査方法

5名の調査スタッフは、「職員等の関与を窺わせる1,335件」のうち、一定の条件(*1)で選定した事案の中から、事業主等の証言と職員側の証言の食い違いが大きい事案を中心に、19事案を選定(*2)し、面談調査を行った。

また、関与職員等の氏名・役職名につき具体的な証言のある 211 件（1,335 件の内数）の中から、① 遡及訂正が 4 人以上で、従業員も含めて行われた可能性の高い事案、② 偽装全喪の疑いの高い再加入事案など 14 件を選定し、社会保険庁職員による架電調査を指示した（14 件の調査結果の一部は、＜図表－3・4＞の㊸欄に記載）。

(*1) 次の 4 条件で選定した。

- ① 滞納社会保険料の解消内訳が判明し、その残額が全喪時点において概ねゼロ、もしくは還付金が発生している。（理由：遡及訂正が、社会保険料の滞納解消目的と推測される。）
- ② 遡及訂正被保険者数が 5 名以上ある。（理由：仮に事業主・役員が 2 名とした場合、それ以外の従業員 3 名も含めて遡及訂正されていれば、より悪質と推測される。）
- ③ 再加入している。（理由：全喪後の再加入は、偽装全喪の疑いがあると推測される。）
- ④ 事業主側の証言による還付金等の受領金額が、社会保険庁のデータと大きく異なる等、その処理に不審な点がある。

(*2) 19 事案の中には、この調査の過程において、2 万件戸別訪問調査の対象事案以外の事案について職員の自認があった 1 件を含む。

なお、社会保険庁においては、211 件から上記調査分を除いた事案及び 1335 件の残りから上記 14 件と同様の考え方で選定した 117 件の事案について書面調査等を実施した。さらに 1,335 件の中からこれらを除いた残りの事案については、一連の調査完了後、書面調査等を実施する予定となっている。

(3) 不適正な記録の遡及訂正、その他への事実認定の概要

1. 不適正な記録の遡及訂正につき、自認のあった事案の事実認定の概要

社会保険庁長官委嘱の 5 名の調査スタッフが、本件調査に着手するにあたって留意したのは、① 対象とする遡及訂正事案が、事業主等のみを対象とするものであったか、あるいは従業員をも対象としていたものだったのか、② また調査対象の事業主等が遡及訂正の事実を不満とし、第三者委員会へ申立てする意思があるかどうか、③ さらに遡及訂正事案の不適正さを裏付ける物証が入手できるかどうか、といった点であった。

このような視点からの調査の過程で、厚生年金適用事業所の事業主に対して、不適正な年金記録の遡及訂正(*)に係る届出書類の提出を示唆・誘導した、として現職職員、元職員の 2 名が自認し、自らの不適正行為や管理責任を認める自認書に署名、捺印したものを提出している。

なお、管理者として不適正な遡及訂正を見逃した事実を認めた現職職員も 1 名いた。

(*)「不適正な記録の遡及訂正」とは、標準報酬記録又は資格喪失記録の少なくとも一方が実態と異なる遡及訂正を行うことをいう。

調査スタッフとの面談時における自認職員等（退職職員を含む。以下同じ）の回答内容は、以下のとおりである。何れも調査スタッフの面談時以前からの調査段階での自発的な自認であるが、その内容を裏付ける物的な証拠はない。

<図表－２> 自認職員等の回答概要

	現職員 A氏 当時の厚木社会保険事務所課長	元職員 B氏 当時の広島西社会保険事務所課長
Q1. 訂正した報酬は実態と相違か？ また、訂正した資格喪失日は実態と相違か？	滞納額から逆算して、更正減・徴定取消を行うから、報酬は実態とは異なる。事業主は計算ができないので、職員が計算したと思う。なお、資格喪失日は訂正していない。	実態とは異なると思う。それは、滞納額から逆算して、標準報酬の遡及訂正を行うから。
Q2. 全喪原因、遡及訂正原因の確認手段は？	特にない。	特に確認はしない。
Q3. その実態と相違しているものを、適用課には、どのように依頼をしたか？	「徴収課確認印」があり、それを届出書に押せば適用課は責任がなくなり、徴収課の提出どおり処理ができる。	職員が自分で届出書類を作成し、「自分が責任を取るから、これで処理してほしい」と捺印し、適用課長に依頼した。滞納整理についての全責任は徴収課長が負うものであるから。
Q4. 滞納処分票に書いていない理由は？	そこまでは書けないし、書く必要も無いから。	そこまでは書かない。
Q5. 従業員を遡及訂正の対象としなかった理由は？	従業員には責任のないことであり、従業員の遡及訂正は行うべきではない、と考えていたから。	事業主には責任があるが、従業員には責任が無いから。
Q6. 事務所内では一般的であったか？(*1)	遡及訂正の手法をお互いに口で確認するようなことはないが、暗黙の了解としては、一般的であったと思う。	それほど一般的ではなかったと思う。
Q7. 当時の所長・次長は、知っていたか？(*1)	他の社会保険事務所は知らないが、恐らく、どこの所長も、「見て見ぬふり、知っていても知らぬふり」をしていたと思う。	恐らく、「知っていても知らぬふり」をしていたと思う。
Q8. あなたがこの処理をしなかったら、この事業所は、どのようになっていたと思う？	A社は2度目の不渡りをだしたことにより倒産し、残った滞納保険料に対する処理を行った事例である。	大部分は、差押え等により程なく倒産しただろう。それを避け、事業回復のチャンスを与えるためにやったつもり。ただ、このような処理をしたからといって、いつも倒産が回避できたわけではないが…。

Q9. このような処理をする場合と、しない場合の区別のつけ方は？	A社は、長期・多額の滞納保険料が発生していたことと、倒産により今後収納の見込みがなかったことである。	分割納付等の約束を3回守った事業所についてのみ実施。それを守らない事業所については、厳しく滞納処分を実施。この処理実施分の倒産事例は少なかった。
Q10. 背景は？「年度内解消＝4月末締め切りでの解消」は、滞納整理のプレッシャーか？	A社は、長期・多額の滞納保険料が発生していたことと、倒産により今後収納の見込みがなかったことである。	年度内解消のプレッシャーは確かにある。ただ自分は、課内では意識するなどと言っていた。現行の法制度は、早急に是正すべき。特に「全法人への強制適用」は実態無視。零細法人には、「加入一休み」や「国民年金との選択制」などを認めるべき。
Q11 在任期間中の類似処理件数は？	0件	(詳細には覚えてないが、何件かある。)(*2)
Q12. なぜ自認をしたのか？	遡及訂正した役員から疑義の申し出があり、事実経過について明確に記憶していた事例であるため。なお、その役員は、遡及訂正したことによって在職老齢年金の支給停止が解除されたことから、最終的には遡及訂正について了承していたもの。	法制度の不備を見直してもらうために。業績に波のある零細企業では、一時的な滞納も当然あるから、途中で中休みの機会を与えることも必要だが、現行法ではそれができない。新規適用3カ月で滞納発生が約3割。滞納発生即滞納処分では、あまりにもひどいから。

(*1) 当時の所長等上司に、当該事案の認識の有無等についての聞き取り調査を社会保険庁が事後的に行っていたが、「知らない、記憶がない」との回答であった。

(*2) 平成21年9月3日現在7件。

2. 派生的に判明した不適切な事務処理

不適正な遡及訂正そのものではないが、今回の個別調査の過程で判明した不適切な事務処理は、以下のとおり。

A. 事例1 (葛飾 社会保険事務所)

◎社会保険料の還付金 68,629 円が、事業主に返還されないまま放置されていた可能性のあることが判明。その返還手続きをとるべき事案。

B. 事例2 (松本 社会保険事務所)

◎事実に基づかない滞納処分票への記載。同処分票には、「事業主が脳梗塞で倒れ、入院治

療の過程にあるため滞納保険料の徴収ができない」旨の記載がある。しかし当時もいまでも、事業主が脳梗塞で倒れたり、長期入院を強いられた事実はない。

◎滞納処分票に、上記の記載に関与したと思われる職員2名は、事実に基づかない記載を行ったことを認めた。

C. 事例3（松山東 社会保険事務所）

◎「滞納処分執行停止についての稟議書」への事実に基づかない記載。同稟議書には、当該事業所が「平成13年2月21日に事業閉鎖」と書かれているが、全喪届け後も事業は継続されており、これは事実に基づかない記載である。

◎同稟議書は、国の債権である事業主の滞納保険料について、その放棄が妥当なものかどうかを判断の上、徴収不能として放棄することを意思決定するためのものである。また、その書類の作成過程において、事実上、過去の事務処理を再チェックし、検証するという役割も担っている。

◎ところが同稟議書の起案者たちは、誠実に事務を遂行することなく、ただ書類を機械的に処理するためだけに、事実を反する記載をおこなったものであり、大いに問題である。

(4) 面談調査等での、最大公約数的な特徴

1. 事業主側の特徴

A. 社会保険料の滞納事業所は、程度の差こそあれ倒産一步手前の状態にあり、保険料納付を督促された場合、滞納の負目や事業継続への強い思いもあり、社会保険事務所職員からの『実態に即した報酬への記録訂正を行えば、滞納額が軽減される』との示唆・誘導に従った、と述べているケースが殆どである。

ただその場合の「実態に即した報酬」なるものが、本当に「外部に開示している役員報酬とは異なる実際の受領報酬」であったのか、不適正な遡及訂正を正当であるかのように装うために捏造した「全くの架空の報酬」であったのかは、事業主側に給与支払元帳や賃金台帳などが殆ど不存在のものが多く、容易に確認はできなかった。明らかに「全く架空の報酬」でもって、「実態に即した」と偽り、不適正な遡及訂正を行っていたと確認できたのは、面談調査した19事案のうち賃金台帳が残されていた1件のみであった。

B. この間の状況説明の一端として、統計上の有意性はないが、以下に「事業主等の理解や記憶の程度」を、事業主の側からの回答でまとめてみた（<図表-3>参照）。

1) 事業主等が、遡及訂正が行われていたことを、昨秋から今春にかけての戸別訪問調査まで知ら

なかったと回答しているケースが半数近くである。それは、遡及訂正自体の仕組みの無理解もあったであろうが、「知らなかった」ケースの多くで、社会保険事務所の職員から「この書類を提出してくれれば、滞納分の整理は何とかするから」とか、「滞納保険料の解消のために、事業主が責任を取って報酬を引き下げべきだ」と言われて署名・押印をしたケースが見られた。

2) 滞納額を軽減すること、すなわち遡及訂正が年金額の減少に繋がることを知っていたと回答しているのは、2割程度で、「幾らぐらい減るか」まで知っていたと回答している事業主等は、皆無であった。

3) 全喪処理された日以降も「事業は継続していた」とは、いわゆる“偽装全喪”を示すものであるが、これが半数以上もあるということは、職員からの持ちかけもあって、厚生年金からの“一時脱退”ができると思いついた結果である可能性も考えられる。

4) 遡及訂正の諸届け書類につき、事業主等が、署名・押印した「記憶はあるが、内容については理解していなかった」と回答しているケースが過半を占めていた。その殆どは、職員が記入した届出書類にただ署名・押印をただけとの回答であるから、書類等を熟読、理解できていない可能性も考えられる。なかには、社会保険事務所が作成した取締役会の議事録のひな形に数字を記入し社判・代表者印を押していた事例も1件あった。

5) 決算書、確定申告書の控えなど何らかの資料が「一部でも残っている」と回答しているケースも2割ほどあったが、遡及訂正事案が適正なものであったか不適正であったかを判断できるものは殆どなかった。

<図表-3> 事業主等の理解や記憶の程度

(注) 右の①は、平成21年8月に至り居所の判明した事業主についての、社会保険庁職員による面談調査1件を含む。	① 調査スタッフによる面談調査 19 件のうち	② 社会保険庁職員による 電話調査 14 件(*)のうち
1) 遡及訂正が行われていたことを、事業主等が、 ①滞納整理のときから承知していた ②戸別訪問調査まで知らなかった ③回答なし・不明瞭	8 件 10 件 1 件	7 件 4 件 3 件
2) 滞納額を軽減することが、年金額の減少に繋がることを、 ①知っていた ②知らなかった ③回答なし・不明瞭	3 件 10 件 6 件	1 件 2 件 11 件
3) 全喪処理された日以降の事業について、		

①事業は継続していた	12 件	8 件
②全喪処理された直前・直後に休・廃業した	7 件	3 件
③回答なし・不明瞭	0 件	3 件
4) 遡及訂正の諸届け書類に、事業主等が署名・押印した記憶が		
①あり、内容も承知・記憶している	1 件	2 件
②あるが、内容については理解していなかった	12 件	10 件
③ない	4 件	0 件
④回答なし・不明瞭	2 件	2 件
5) 何らかの資料が、		
①一部は残っている	5 件	2 件
②全く無い	14 件	12 件
③回答なし・不明瞭	0 件	0 件

(*) 3 ページ (2) 参照。

2. 職員等の側の特徴

A. 日本年金機構の採用基準では、社会保険庁から同機構に採用された職員の場合、社会保険庁在籍当時の不正行為等が発覚し、それが戒告相当以上の処分該当事実だと確認された場合、その時点で当該職員は解雇されることになっている。このことが、本件調査での自認を困難にした大きな要因になっていることは、否めない事実である。

B. そのような背景事情を踏まえて、職員等の事務処理の考え方をしてみる（＜図表－4＞参照）。

- 1) 大部分が、その事案について「事業所名の記憶が全くない」と「その処理をした記憶が無い」の両方で占めており、それらの殆どが「適正な処理をしたはずである」と回答している。
- 2) そしてその「適正な処理」では、「事業主からの提出書類の確認をしたと思う」との回答も多い。しかし、全国統一の事務処理ルールがなかった当時、適切な確認が行われていたかどうかは明らかではない。
- 3) 従業員被保険者の遡及訂正については、「従業員に責任はないから、遡及訂正処理をしていない」との回答が見られるが、これは逆に言えば「事業主等の遡及訂正は（従業員の遡及訂正と比べ）不適正ではない」、あるいは「厚生年金保険法 75 条但し書きの回避のためには、やむを得ない」との考え方を持っていたことを裏付けるのではないかと解される。
- 4) 滞納保険料額（延滞金を含む。以下同じ）が、遡及訂正による更正減と調定取消の操作で、概ねゼロになる、もしくは還付金が発生したケースが④において 9 件あり、明らかに滞納保険料額の解消を企図した処理と推認されるが、前記＜図表－2＞の自認者 2 名以外の自認は得られず、

物証も入手できなかった。

<図表－４> 職員等の事務処理の考え方

(注)右の④19件のうち、2件については同一職員が担当。また、右の⑤については、対象事案数14件のうち、1件は担当職員死亡のため、調査件数は13件であった。	④ 調査スタッフによる 面談調査 19 件のうち	⑤ 社会保険庁職員による 電話調査 14 件のうち
1) その事案については、 ①事業所名の記憶が全くない ②事業所名の記憶はあるが、その処理をした記憶が無い (上記①・②のうち、適正な処理をしたはずである) (上記①・②のうち、不適正な処理はしていないが、不適正な処理となっているのは管理者・担当者としての自分の責任だ) ③不適正な処理をした	8 件 8 件 (12 件) (1 件) 3 件	11 件 2 件 (11 件) (0 件) 0 件
2) 事業主からの提出書類による処理は、 ①適正である (から確認をしていない) ②確認をしたと思う ③回答なし	0 件 6 件 13 件	0 件 13 件 0 件
3) 従業員被保険者の遡及訂正がある事案については、 ①従業員に責任はないから、遡及訂正処理をしていない ②なぜ、それが行われたかは不明 ③回答なし	5 件 1 件 13 件	(調査データなし)
<参考 1>遡及訂正により滞納保険料額が概ねゼロになったケース (判明分のみ)	3 件	(調査データなし)
<参考 2>遡及訂正により還付金が発生したケース (判明分のみ)	6 件	

< おわりに >

事案の殆どが平成初頭から平成 15 年ごろの発生で、事業主等と関与職員等の双方における記憶の希薄化が著しく、事業主等と社会保険事務所の双方における関連資料の廃棄・散逸・不揃いにより、物証は期待したほどには入手できなかった。

とりわけ、不適正処理の事実認定に必要な「滞納処分票」の現存分が少なく（別紙「調査対象事案一覧表」参照）、この点を他の資料でカバーしようとしたが、事業主から提出された各種届出書も含め、その殆どが保存年限を超えていた(*)。

(*)保存年限は、各種届出書については提出の翌年度から 3 年、滞納処分票については完結の翌年度から

3年である。

しかしこのような状況の中で、「6.9 万件中の受給者事案約 2 万件」に占める「職員関与懸念のある 1,335 件」については、調査方法の濃淡の差はあれ、可能な限りの調査を行った次第である。

なお、面談事案 19 件中 2 人の自認者の出現は、その比率から見ると 1 割強となるが、この割合は、面談対象選定の分母となる 1,335 件全体にも当てはまると推測すべきものではない。その理由は、19 事案を、不適正な遡及訂正を予測させる可能性の高い事案を中心に、意図的に選定したからである（前記「(2) 調査の対象と調査方法」参照）。

(以上)